

経済産業大臣 世耕 弘成 様
金融庁 長官 遠藤 俊英 様
消費者庁 長官 岡村 和美 様
消費者委員会委員長 高 巖 様

2019年4月27日
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事 関東支部長 黒田千鶴子

クレジット決済の過剰与信規制の緩和についての意見

公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。①週末電話相談・電話相談110番の実施、②適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示、不当条項等に対する差止請求、③消費生活相談員のレベルアップのために各種研修等の実施、④消費者への啓発活動の実施、⑤各省庁等への要望や提言、パブリックコメントへの意見表明等の活動を行い、消費者の安心安全な暮らしを守ることを目指しています。

本協会関東支部は、その内首都圏4県を中心に茨城、栃木、群馬、山梨、静岡、長野、新潟の7県で構成され、本部の活動の趣旨に沿っています。

このたび、3月12日の第21回産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において議論された、支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用の義務等の規制緩和について、消費生活相談の現場を知る立場から、以下のとおり、意見を申し述べます。

1. 支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除について、反対します。

(理由)

支払可能見込額調査は、過剰与信を防止するために不可欠な調査です。2008年の割賦販売法改正による支払い能力の調査義務と過剰与信禁止、また、2006年の貸金業法改正による年収の3分の1を超える貸付の禁止、指定情報機関への加盟義務・紹介義務・登録義務、そして、国を挙げての多重債務問題への取組により、多重債務のトラブルは激減しました。相談の現場でも、これらの施策のおかげで高齢者の次々販売や、学生の過剰与信による個別信用取引は減少の傾向が明らかです。

■個別信用取引相談件数の推移 (『消費生活年報2018』(独)国民生活センター)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
件数	43,956	32,736	27,846	22,215	19,785	20,548	20,593	21,193	20,296	19,918

割賦販売法の改正に伴い、個品割賦と区分されたものが2010年度受付分から、個別信用と区分されている

このたび、支払可能見込額調査というこれまでの画一的な方法に限定せず、「技術・データを活用した与信審査方法」の選択を認め、これを選択した場合は「支払可能見込額調査義務」を免除することはどうかという考え方が示されています。支払可能見込額調査は、相談件数の減少にもみられるように、消費者にも支払い能力を超えた契約を避けられたメリットがありましたが、クレジットカード各社の選択に任せた「技術・データを活用した与信審査方法」の目的は、消費者の生活の維持ではなく、各社の経営効率が求める与信調査となり、因って立つ位置が逆転することが懸念されます。これまでのように信用情報機関に寄せられた情報を必要としない、とすることが意味しているところは、すでに機械によって、低コストで個人に関する信用情報をこれまで以上に詳細に集められる見通しを踏まえていることを指しているのではないかと思います。個人の情報のすべてをスコアにして、信用情報を組み立てれば、これまでの信用情報は不要になります。ただ、本来、それらの情報は消費者一人一人に帰属するものですが、どのように個人のデータが守られるべきかという議論はまだ煮詰まっていません。この状態で、信用情報に関する規制を緩めてしまえば、本来守られるべき個人データの流出を止めることはできません。過剰与信の弊害から消費者を守ってきたという意味でも従来の仕組みの緩和には反対しますが、個人データの保護の面からもこの方向に反対します。指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除については、業界全体の債務額を集約し与信審査に利用している信用情報機関制度の存在そのものを揺るがします。議論はこの制度の功罪を検証してからでも遅くはないと思います。

2. 利用限度額 10 万円以下の少額与信カードの場合に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することについて、反対します。

(理由)

少額与信カードが必要とされるのはどのような場面においてでしょうか。多くの場合は当座の現金の持ち合わせがなく、支払いを即座に行わなければならない場合、または、通常のカードが作れない未成年の家族に旅行などで使わせる場合が想定されます。ただ、現在では様々な支払い手段の出現により、プリペイドカードやデビットカードなど手元に現金がなくても支払う手段は様々選べるようになりました。

少額与信カードは、支払いを後回しにする効果がありますが、与信を受けたクレジットカードを持つ人には不要です。指定信用情報機関の信用情報の使用義務の免除は債務残高はもちろんのこと、将来弁済の能力を判断することなく発行されますから、現行のプリペイドカードが詐欺的支払いに使用されると同様に、複数枚のカードを使った被害に巻き込まれることが容易に予想されます。若年層が多重債務に陥るきっかけは少額の債務の返済に行き詰まることから起きています。国民生活センターの発表したデータを見てもクレジットカードで支払ったトラブルは年々増加しています。この方針は更にこ

の傾向に拍車をかけることになると予想されます。

多くの若者が奨学金の負債を抱えて社会に出ています。低い賃金の中でのやりくり
に苦しみ、容易に儲かると聞いた悪質商法に引っ掛かり、更に債務を膨らませるとい
う悪循環に陥っています。通常の与信審査を受けてカードを作れない、ローンを組めない
若者は想像以上に増えています。このことが、そうした若者をさらに追い込む結果にな
るのではないかと危惧します。

成年年齢引下げを目前とし、2018年2月20日決定の「若年者への消費者教育の推進
に関するアクションプログラム」が策定され、2018年4月16日「成年年齢引下げを見
据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が開催されました。若年者の消費者トラ
ブルの未然防止のための様々な取組がなされています。これらの取組に逆行する制度に
は強く反対します。

《本協会 『電話 110 番[☎]』からの相談事例》

注) 平成 30 年 11 月 10 日～12 月 2 日延べ 8 日間、本協会が実施したものです

(マンスリークリア)

ネットで、MBAに合格できるというウェブ講座を契約しクレジットカードで50万円
を支払った。契約時に聞いていたサービスが受けられず、業者と連絡も取れない。決
済会社に対応を求めているが、対応してもらえない。(30代 男性 給与所得者)

(リボルビング払い)

フェイシャルエステがまだ5回残っている段階で2か月前、新たに12回コースを契約
し、さらに2週間前、コース変更を勧められ8万円も上乗せされた。カード支払総額を
確認したら高額だったので解約したい。(20代 女性 給与所得者)